

第1回次世代医療基盤法に基づく医療情報の仮名加工に関する会議
議事要旨

令和8年2月25日(水)
16時00分～17時15分

■議事要旨：

- 次世代医療基盤法に基づく医療情報の仮名加工方法に関する意見交換を行ったところ、主な意見は以下のとおり。
 - 次世代医療基盤法では、仮名加工医療情報は認定された利用事業者が認定された領域・空間にデータを置いた上でそこから出さずに利活用することが、議論のポイントではないか。
 - 個人が識別できる情報が確認された場合の対応として、AIの改善に限定せず、運用や法務面、契約等の改善も含めた表現にする必要がある。
 - 専門家による仮名加工を行うAIの処理の妥当性の評価について、医師等の医療従事者やプライバシー技術者を例示として挙げてはどうか。
 - より安全性を高める観点から、テキストデータの個人が識別できる氏名等は別の氏名等に置き換えることがよいのではないか。
 - テストに用いるデータ件数について、カルテの記載方法等は医療機関によって異なるため、定量的な指標を示すことや一律のモデルデータセットを提供することは困難だと考える。
 - 仮名加工医療情報のテキストデータを生成AIの学習のために利用する場合は、学習した生成AIが機微な情報を出力してしまうリスクがある。仮名加工医療情報の提供時には審査等があると理解しているが、そのようなストッパーを設けるのであれば、今回示された「次世代医療基盤法に基づく医療情報の仮名加工方法例」は許容される範囲だと考える。
 - 「生成AIでの仮名加工医療情報の利用を禁止する」と書くと、データ抽出等の目的で生成AIを利用することも一律に禁止するように受け止められる可能性があり、幅を持たせる表現がよいのではないか。
 - 生成AIの利用可能な範囲、利用不可の範囲の設定は難しいため、専門家がAIの妥当性を確認することがよいのではないか。
 - 仮名加工の方法は合理的な手段であればよいという原則を示した上で、合理的な手段の例として仮名加工の方法を示すという構成がよい。
 - 次世代医療基盤法ガイドラインには「電子カルテに含まれる所見情報その他のテキスト情報」に係る加工事例が示されており、仮名加工医療情報の制度が創設された当時から、テキストデータの利活用は当然に想定されていたと考えられる。

以上